

# 保健福祉だより

8月

年金カード

現況届は誕生日の末日までに提出しましょう

現況届は、年金を受けてい

る方が、引き続き年金を受けられるかどうかを確認するため、年に一度の大切な届です。

日曜	事業日程	対象	会場
27 水	機能訓練 (後遺症者の集い)	一般住民 脳卒中及びその他後遺症者	保健福祉センター

## 重度心身障害者医療費助成の更新について

村では、村内に住所を有し、身体障害者手帳1~3級又は療育手帳Aを持っている方を対象に、医療費の一部を助成しています。

現在、医療費の助成を受けている方については、有効期間が8月末までとなっていますので7月31日(木)までに、必ず更新手続きをしてください。

なお、更新手続きをしない場合は、9月から助成を受けることができなくなりますのでご注意ください。

※不明な点については、住民課保健福祉係までお問い合わせください。

現況届が提出されないと年金の支払いが一時差止められますので、現況届に必要事項を記入して誕生日の末日までに、社会保険業務センターに必ず到着するように投函してください。

現況届が提出されないと年金を引き続き一年以上受けている人は、誕生日の上旬に、社会保険業務センターから現況届(ハガキ)が送付されます。

現況届が提出されないと年金の支払いが一時差止められますので、現況届に必要事項を記入して誕生日の末日までに、社会保険業務センターに必ず到着するように投函してください。

現況届が提出されないと年金を引き続き一年以上受けている人は、誕生日の上旬に、社会保険業務センターから現況届(ハガキ)が送付されます。



平成15年4月から燃えるごみの収集日が祝日の場合でもステーション収集を実施しております。今後の燃えるごみの祝日収集実施日は、次のとおりです。

【火・木・土地区】
・秋分の日 9/23
・天皇誕生日 12/23
・春分の日 3/20

\*1月1日~3日はごみの収集を休みます。



◎対象者 味方村、湯東村、月潟村、中之口村にお住まいの方で精神保健福祉に関心があり、3回目まで通して参加できる方

◎申込・問い合わせ 7月25日(金)までに卷健康福祉事務所または役場住民課保健福祉係まで

日時(曜)	テーマ	講師	会場
7月31日(木) 午後1:30~3:30	精神保健福祉の理解 話し合い	白根総ヶ丘病院 院長 佐野英孝氏	白根総ヶ丘病院 講堂
8月18日(月) 午前9:15~正午	地域の老人として 私たちの体験談~	通所授産施設 梨の里利用者	味方村保健センター
9月1日(月) 午前9:15~正午	実践活動の紹介 話し合い	レストラン「まちや」 平田ゆかり氏	味方村保健センター
9月中	当事者の皆さんと 交流してみよう		通所授産施設 「梨の里」等

## 精神保健福祉講座のご案内

こころの健康は体の健康と同じように大切ですが、昨今の社会においてはこころの健康を損なう人が増えています。自分らしく当たり前に生きていけるような社会をめざして、一緒に学んでみませんか?

## ●8月休日救急在宅当番医●

[外科系] (午前9時~午後6時)

3日 岩室村 金子外科整形外科医院  
☎ 0256-82-4786

10日 分水町 横原医院  
☎ 0256-97-5111

17日 吉田町 県立吉田病院  
☎ 0256-92-5111

24日 卷町 しまがきクリニック  
☎ 0256-73-1312

31日 西川町 高橋整形外科クリニック  
☎ 0256-70-4020

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ  
☎ 0256-72-5499

## があちゃんの料理

### 『黒みつかん』



#### 材料(10人分)

- ・粉寒天 ..... 1と1/2袋
- ・水 ..... 450cc
- ・黒砂糖 ..... 150g
- ・水 ..... 200cc
- ・バニラエッセンス ..... 少々

#### 【作り方】

- ①寒天は、分量の水で煮とがす。
- ②黒砂糖は大きいものはきざみ、水を加え、しばらくあき、弱火で煮とかし、アクをすくい、エッセンスをあとす。
- ③①に②を加え、流し箱で固める。

ぜひ1度作ってみてね!

## シルバー人材センター入会説明会

シルバー人材センターに入会して、大勢の仲間と一緒に働きませんか。

まずは入会説明会にご参加ください。

○とき 7月25日(金)  
午後1時30分

○ところ 白根市産業厚生会館(1F大会議室)  
ルバーハウスセンター

○問い合わせ先 白根地域シ

本人確認の  
ご協力を  
お願いします。

お願いします。

10月1日(水)から一部戸籍届出について、窓口に来られた方に身分証明の提示をお願いします。

最近、自分の知らない間に婚姻等の届出が提出されるという、虚偽の届出による戸籍の事件が全国的に発生しています。このような被害を受けられた方や、そのご家族が精神的苦痛を負うことはもちろん、戸籍制度の信頼性を損なっています。

このような事件を未然に防ぎ、個人のプライバシーを保護し、戸籍制度の信頼性を確保する目的で、一部の戸籍届出について提出される際に、持参された方の身分証明の提示をお願いします。

また、窓口にお越しにならなかつた他の届出人に対して、文書による確認を行うこととしました。

この件に対するお問い合わせは住民課住民係にご連絡下さい。

